

ふじのくに 安全・安心認証制度

++ 宿泊施設 ++

この認証マークが
安全・安心の目印です!



＼ 利用者に安心と信頼を届けよう！

この制度は、静岡県内の宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染症対策について、県がその安全性を認証する制度を設けることにより、県民及び県外の人々に安心と信頼を提供することを目的としたものです。



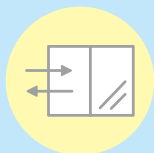
スタッフのマスクの着用



スタッフの手洗い徹底



手指消毒推奨



室内の換気



入館時の体調確認



テーブル・椅子の消毒



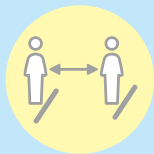
設備の消毒



手袋着用で館内清掃



過密防止



離れて並ぶ



アクリル板の設置



非接触型で金銭收受

お問い合わせ ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度事務局

TEL 050-5371-0332

9:00~17:00 (無休)
静岡市葵区紺屋町12-6 シャンソンビル紺屋町5階

FAX 054-204-0771 メール info@fujinokuni-yado.com

申請方法は裏面へ

認証のポイント



宿泊事業者が対象施設において、取り組むべき感染症対策に係る基準を定めたものとなります。
詳細なチェック項目は、申請フォームまたは申請書をご確認ください。

対象となる施設

宿泊業事業者〔旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する許可(同法第2条第1項の下宿営業に係るものを除く)を受けた者をいう。以下同じ〕が営む県内の事業用施設で、専ら集客を目的とするもの(次に掲げるものを除く。以下「対象施設」という)とする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業に係る施設
- (2) 暴力団員である者又は法人であってその役員のうち暴力団員である者がいる事業者が営む施設
- (3) 前二号に掲げるもののほか、知事が特に除外すべきものと認める施設

申請手続き

電子申請または、書面申請(郵送)のどちらか一方をお選びください。

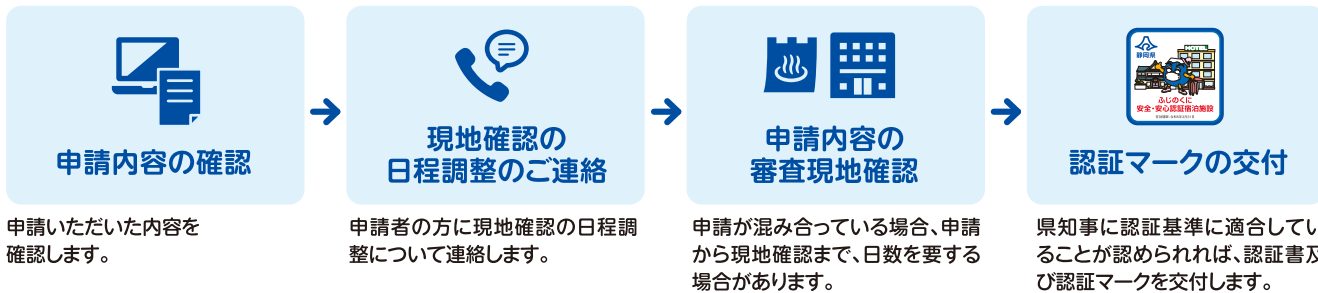
電子申請 → 申請フォームから必要事項を入力ください。

申請書をダウンロード、必要事項をご記入の上、以下の宛先まで郵送ください。

書面申請 → 郵送先 〒420-0852 静岡市葵区紺屋町12-6 シャンソンビル紺屋町5階
ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)制度事務局 宛

申請フォーム・申請書のダウンロードはこちら ▶ <https://fujinokuni-yado.com/entry>

申請から認証までの流れ



認証事務に際して金品等を要求することは一切ありません。

お問い合わせ

ふじのくに安全・安心認証
(宿泊施設)制度事務局

TEL 050-5371-0332
9:00~17:00(無休)

FAX 054-204-0771

メール info@fujinokuni-yado.com

ふじのくに安全・安心認証(宿泊施設)の

認証施設、又は認証見込み施設の宿泊事業者は以下の補助が受けられます。

宿泊施設 感染防止対策 強化事業費 補助金 補助率等	1 感染防止対策強化に資する 機器等の購入	[補助率] 10分の10 [対象期間] 令和2年5月14日～令和4年3月10日 ※補助対象事業費の上限額は、1施設あたり50万円
	2 感染防止対策強化に資する 設備改修	[補助率] 2分の1 [対象期間] 令和2年5月14日～令和3年5月19日 [補助率] 4分の3 [対象期間] 令和3年5月20日～令和4年3月10日 ※補助対象事業費の上限額は、1施設あたり1,000万円
※1と2を合計した補助対象事業費の上限額は、1施設あたり1,000万円		